島

目 次

○産業廃棄物処理施設設置の許可の申請があった件 ○知事の所轄に属する学校法人等の行うことのできる収益事業の種類 を定める件の一部を改正する件

奈克

兖

○農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により 認可の申請があった件

○農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により

○林業種苗法により生産事業者の登録をした件 認可した件

○道路の区域を変更する件Ⅰ ○入会林野整備計画を適当と決定した件 件

○道路の供用を開始する件

福島県選挙管理委員会

○漁業法第九十九条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分 一の数を告示する件

示

福島県告示第八百九号

種類を定める件(平成二十一年福島県告示第五百七十二号)の一部を次のように改正し、 含む。)の規定により、 以下「法」という。)第二十六条第二項(法第六十四条第五項において準用する場合を 七年法律第四十五号)の施行に伴い、及び私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号。 -成二十八年十二月二十七日から施行する。 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十 知事の所轄に属する学校法人等の行うことのできる収益事業の

平成二十八年十二月二十七日

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福島県告示第八百十号

して具体的に記載するものとする。 収益事業の種類を寄附行為に記載する場合には、 日本標準産業分類の名称を例 件(平成二十五年総務省告示第四百五号)」に改める。

一の次に次のように加える。

示第六百十八号)」を「統計法第二十八条の規定に基づき、

産業に関する分類を定める

定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件(平成十九年総務省告第二中「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規第一の第二号中「及び第三項」を「、第三項及び第十二項」に改める。

内

堀

雅

雄

(私学・法人課)

可の申請があったので、次のとおり告示する。その申請書及び同条第三項に規定する当 該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調 いう。)第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設を設置しようとする者から許 査の結果を記載した書類を縦覧に供する。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。 以下 [法] と

書を提出することができる。 なお、この申請に関し利害関係を有する者は、 法第十五条第六項の規定により、

福島県知事

内

堀 雅

雄

申請及び申請書等の縦覧に係る事項

平成二十八年十二月二十七日

申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、 環境省東北地方環境事務所福島環境再生事務所 所長 土居 その代表者の氏名 健太郎

福島県福島市栄町十一番二十五号AXCビル六階

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

福島県相馬郡飯舘村蕨平字蕨平百九十九番、二百一番、 三百 一番及び二百二

番

3 産業廃棄物処理施設の種類 宾

施設 二基 第五号に規定する廃油の焼却施設兼同条第八号に規定する廃プラスチック類の焼却 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条

産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃油

廃プラスチック類

申請年月日 平成二十八年十二月十二 日

縦覧場所

福島県相双地方振興局県民環境部環境課

福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地

(四) 浪江町ふるさと再生課

福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田七番地の二

(H) 浪江町役場二本松事務所総務課

縦覧期間及び縦覧時間 福島県二本松市北トロミ五百七十三番地

意見書の提出に係る事項 九時から午後五時まで

を定める条例(平成元年福島県条例第七号)に規定する県の休日を除く。)の午前

平成二十八年十二月二十七日から平成二十九年一月二十七日まで(福島県の休日

1 提出期限

平成二十九年二月十日

報

2

提出先

福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地 福島県相双地方振興局県民環境部環境課

意見書の記載事項(いずれも日本語で記載すること。

3

者の氏名 提出しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表

(産業廃棄物課)

対象事業の名称

具体的な利害関係の内容

生活環境の保全上の見地からの意見

福島県告示第八百十一号

平成二十八年十二月二十七日十八年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。 の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があっ た。当該農用地利用配分計画は、福島県農林水産部農業支援総室農業担い手課で平成二 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項

福島県知事 内 堀 雅

雄

佐久間 敏	氏名又は名称	賃借権の設
二本松市杉沢字馬船	住所又は所在地	設定等を受ける者
二本松市西新殿字細田二	土地	賃借権の設定等を受ける
平成二八年	年月日	認可申請

	豊 田 雅 夫	
	一○五 前一丁目五五—一 B 南相馬市原町区本陣	一六五
	八七—一 南相馬市原町区馬場字台	〇七ほか三筆
(農業担い手課)	日	一二月九日

福島県告示第八百十二号

の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百 号 第十八条第 一項

平成二十八年十二月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

農用地利用配分計画の概要

(大名又は名称 住所又は所在地 (大名又は名称 住所又は所在地 (大名又は名称 住所又は所在地 (大名文は名称 住所又は所在地 (本格高市平石字白砂五 福島市平石字十ケー 三一ほか二筆 (大)
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
島市平石字世野田三十一ほか島市平石字世野田三十一ほか島市平石字十ケー 三一ほか島市平石字中ケー 三一ほか島市平石字中ケー 三一ほから上地市三穂田町富岡字本丸八三山市三穂田町富岡字本丸八三

				T										
稲福 由梨	吉田和人	富	ロンティア 有限会社 フ	ド矢吹が、	会	<u> </u>		客 大農園 · 文博		株式会社 本	宍戸 孝美	佐夕間 清一	「「「「」「「」「「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「	佐藤 キヤ子
田村市滝根町神俣字	西ノ内三〇四田村市船引町椚山字	中屋敷八山市三穂田町	字住ノ内七―一二 郡山市三穂田町富岡	駒形一○七―五一	おい	17 日東日本	山市田寸叮下 	申 七 富 三	山 ノ 市 前 市 二 元 i	郡山市湖南叮福良字 字万才光内三八一	郡山市西田町丹伊田	字一本杉一〇	本郎 本郷二四 本郷二四	郡山市三穂田町富岡
田村市滝根町神俣字入新田六四―二	田村市船引町椚山字追越三八九—一	山市三穂田町富岡字道銘八二	か四十四筆 郡山市三穂田町富岡字一本杉一六〇ほ	第17日本田 やしぎ日花p3(はえる	LI 筆 L Fi F E E	市田村町下子舎字俗場前二丘ま	山 ほ ほ ほ ほ ま ま ま ま ま ま	山市喜久田町掘之内字一本木二	山市田村町大善寺字中山田四二六 	郡山市湖南町福良字上大豆田一―一ま田カ二筆	郡山市西田町木村字ナカハサマ三八三	7年 八筆 一番日田 宮岡与オックブ四ほか	17年18日丁香母老七,为人母亲	郡山市三穂田町富岡字北ノ内八三
福島	野家ファーム 株式会社 吉	福島 株式会社 吉	吉田義勝	小山伸正	森合文夫	本 田 努	豊田実	村上功一	村上光宏	古川武弘		古川修一	株式会社 ミ	
	1 内三丘 白河市表郷金山字竹	ノ内三五 白河市表郷金山字竹	田四〇白河市東栃本字南向	俣六九 須賀川市舘ケ岡字雁	郷一〇六―二 須賀川市舘ケ岡字本	二四 二四 須賀川市矢沢字花畑	海賀川市矢沢字杉菜 河賀川市矢沢字杉菜		須賀川市矢沢字木曽	内八〇 本質川市矢沢字竹ノ		別しい。現實川市矢沢字竹ノ	内八九 須賀川市矢沢字竹ノ	入 新日 一 丑 デ
	東白川郡棚倉町大字金沢内字新割	白河市表郷三森字沖内三ほ	白河市東栃本字後栃本四九ほ	五筆	か一筆 須賀川市舘ケ岡字重郎内三九〇―二ほ	須賀川市矢沢字新木曽前二ほ	須賀川市矢沢字和久入一〇七ほか七	須賀川市矢沢字竹柄山五四	須賀川市矢沢字和久東二五	三筆 三筆 三筆 三筆		須賀川市矢沢字木曽六○ほか八筆	六筆 六筆	

														—
鈴木 清久	白井康友	力山				永井國雄	本田 武史	長谷川寿		星貴士	あかい農場 農事組合法人	農事組合法人	넻	株式会社く
会津若松市河東町谷	字一ノ堰字村西八会津若松市門田町大	字高川乙二〇七	三寄香塩一二三	大学	会	会津若松市高野町大	会津若松市一箕町大	赤井字赤井三三〇		赤井字赤井三七四——会津若松市湊町大字	赤井字赤井三八会津若松市湊町大字	塚一○ 会津若松市高野町平	共和字村東二〇七—	会津若松市湊町大字
会津若松市河東町谷沢字新八百苅一三	ほか一筆 会津若松市大戸町上雨屋一二四〇―一	三筆 二年 一月 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1	- - - -		会聿告公书門田町大字年貢町之	会津若松市高野町界沢三二四ほか六筆	会津若松市一箕町大字八幡字石部五五—	会消老松市洛町大字成井字正金二七九	No. 11 1100 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	会津若松市湊町大字赤井字廟所一六九	一ほか六十筆会津若松市湊町大字赤井字丸内四二八―	会津若松市高野町平塚一五一ほか九筆	一ほか三筆	会津若松市凑町大字共和字村東一九—
 	リファ	農事組合法人	土屋	齋藤昭一	日下忍	手代木 久司		坂内 和彦	坂内 伸明	渡音		木村 五十嵐 敬一	渡邉市雄	
堅田字相名目一六五	B 本	家道下九四三 耶麻郡猪苗代町字名	壺楊字壺下二五耶麻郡猪苗代町大字	□ 三郷字上大作五三七 ○	屋敷一九六七 耶麻郡猪苗代町字上	真宮六二三	在 -	第一 会津若松市北会津町	第二二	第二三 第二三 第二三	真宮六五七	会津若松市河東町大会津若松市河東町大	野堂字櫓六三—一	沢字京手二三
七三三―一ほか九筆	ドネド音 ちんしてと コンスマニョガラ	耶麻郡猪苗代町字渋谷一五ほか十八筆	耶麻郡猪苗代町大字壺楊字諏訪前一九	七六ほか四筆 北六ほか四筆	耶麻郡猪苗代町字丸山二ほか五筆	一ほか十一筆一のほか十一筆	- 12 And 12 And 13 And 14 And 15 And	十四筆会津若松市北会津町出尻字川原八ほか	会津若松市北会津町出尻字川原一——	三十一 三十一 三十一	はか一筆	会津若松市河東町福島字東面八○ほか会津若松市河東町福島字東面八○ほか	一ほか五筆一ほか五筆	

平成28年12月27日 火曜日

		T	喜多方市塩川町会知字大川原一三	喜多方市塩川町会知	江花章
五ほか十三筆河沼郡会津坂下町大字高寺字小苗代一	字高寺字窪倉二五七河沼郡会津坂下町大	福愛夢 会津赤べこ 会津赤べこ	喜多方市塩川町会知字深町一〇九	字大町甲五二	江花勝定
三ほか十一筆河沼郡会津坂下町大字金上字東村二〇	字金上字東村八四河沼郡会津坂下町大	蓮沼哲	か四筆 喜多方市塩川町会知字内屋敷一―一ほ	字大町甲一三喜多方市塩川町会知	渡部 源一郎
	○七 ○七 ○七	ルス古川ア	か二十二筆 ■多方市塩川町会知字八ツロ一○八ほ	字大町甲二八字大町甲二八	瀧口信哉
			筆喜多方市塩川町会知字沼一五三ほか一	字苔町甲八一六—一喜多方市塩川町会知	三瓶
91€ハ91€ 河沼郡会津坂下町大字見明字中田二		近藤 勇雄	X	二日生生落里下方言	
() に	六一字是写思明了一一		か三章 喜多方市熱塩加納町山田字道上一五ほ	1日字子聿纾与17三	遠藤 悟朗
		江花裕二	に え 三 管	六日气气沙里区五才	
六七 六七 大字中泉字和泉川房	字中泉字屋敷添六六	赤 昭 司	まい三権	1日字字聿野 55 c c 喜多方市熱塩加納町	吉田善幸
	可容の言葉文でする		か七筆	七八一七	イゴ農園
ほか二筆 喜多方市塩川町五合字高水口二〇―一	字金森甲五四三—一喜多方市塩川町五合	籾山 美枝子	喜多方市熱塩加納町山田字湯坂一三ほ	喜多方市字一本木下	株式会社 ダ
サ 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 し し し し し し	字金森甲五五二	1	九筆喜多方市岩月町喜多方字稲村東四ほか	字下村前四八一—一喜多方市岩月町宮津	島農場 福
	喜多方 市塩川 叮丘含	左々木・麦志			
筆多方市塩川町五合字高水口五ほか一	字金森甲五五〇字金森甲五五〇	大原 久孝	一ほか十一筆 喜多方市岩月町宮津字笹ノ上一一○七—	字西ノ後一五四一―喜多方市岩月町宮津	佐藤仁
喜多方市塩川町大田木字地生作二○	木字上屋敷五九 喜多方市塩川町大田	五十嵐 初雄	筆喜多方市豊川町米室字綾金南三ほか二	字綾金一二〇字綾金一二〇	五十嵐 利昭
喜多方市塩川町大田木字角田七	本字田原三〇 木字田原三〇	大竹 博男	六筆 喜多方市上三宮町吉川字大畑六○ほか	川字下三宮二九一一喜多方市上三宮町吉	高橋 利彦
	│ 字岩田甲四七○―一			九	

	イト 田ミルクプラ 有限会社 角	髙橋勝昭	齋藤 信次		渡辺清栄	津みずほ農場 会		卜也 零召	鈴木 敏夫	五十嵐 寛敬		二瓶 義典		齋藤 文範	パウス 米
	橋字船場一一三六南会津郡南会津町大	常字代舞一七四五河沼郡湯川村大字勝	常字代舞一七八九河沼郡湯川村大字勝	-	二字高寺字舟渡四六六字高寺字舟渡四六六	市中二番甲三五九〇河沼郡会津坂下町字	字青津字本丁七四十	可召耶会事反下叮大	字勝大字村中四七〇河沼郡会津坂下町大	字中泉字屋敷添四〇		字御池田字小池六六河沼郡会津坂下町大	一生具有	字見明字寸中一四丘河沼郡会津坂下町大	四七字坂本字糠塚乙一一字坂本字糠塚乙一一
	百九筆南会津町大橋字船場二四ほか	ほか七筆河沼郡湯川村大字勝常字西二四〇―一	一筆 一一筆 一条		一ほか五筆 一ほか五筆	一河沼郡会津坂下町大字御池田字御池六	一ほか二筆	可召称会非反下订大字青非字寸近九叮—	二五ほか十六筆河沼郡会津坂下町大字宇内字村北乙五	九二三―一ほか九筆		三ほか八筆 河沼郡会津坂下町大字御池田字御池二	(○一三—一まか丘睳河沼郡会津坂下町大字大上字原田甲一河沼郡会津坂下町大字大上字原田甲一	か六筆が六半が大字坂本字大沢七ほ
					1		ı	I							
塚野 静枝	でみ 更生農園め		掘 内 養 幸	横山 義幸	鈴木 政利	荒徳吉	鈴木孝一	阿部賢仁		二田 芳久	佐藤 紀男	ム磯部	ガー-ノファー 農事組合法人	五十嵐和	I IE.
南相馬市原町区上北	野字山居前一一二	三二八	相馬市磯部字手ノ沢	相馬市岩子字大迫四	三八相馬市石上字一丁田	二六	二三六—五 相馬市新沼字一反田	一八九相馬市新沼字神明前	田五四三十二	相馬市日下石字一北	相馬市岩子字坂脇六	()		伏字清水畑一三九	(京: 1:51) (大字西居平一○五一 南会津郡南会津町木
南相馬市原町区上北高平字西高松八七			相馬市磯部字手ノ沢七〇八ほか二筆	相馬市岩子字岩子東一三四	相馬市石上字蛯沢一七―一ほか二筆	相馬市赤木字圦沢三六二ほか三筆	相馬市赤木字圦沢三四三	相馬市赤木字圦沢三二八	1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	電影市赤木字一里賣三四瓦まか三筆	相馬市岩子字岩子東一六六―一ほか一	Kell	二章 相馬市磯部字山信田一八六六ほか四十	ほか三筆 南会津郡南会津町水根派字上ミ原一三	南会津郡南会津町木伏字三本木二二

月黒

廣忠

木崎字木崎二五五相馬郡新地町大字埓

相馬郡新地町大字埓木崎字熊野四四四

星

和博

字原田五八相馬郡新地町駒ケ嶺

相馬郡新地町駒ケ嶺字高田東六

農事組合法人 ファーム永

井字大平田一六五 いわき市三和町上永

三筆

いわき市三和町上永井字作一

七七ほか

佐藤

文雄

字原九九—一〇 相馬郡新地町駒ケ嶺

ほか十九筆

相馬郡新地町谷地小屋字中浜田

八

林

成徳

弓字水神六五相馬郡新地町大字真

五筆

相馬郡新地町大字真弓字閏崎三一ほか

みのファーム 有限会社 恵

相馬郡新地町谷地小

相馬郡新地町谷地小屋字舘前一

<u>=</u>

屋字舘前二

六三

ほか十五筆

第2860号

石田

初男

中畑二六相馬郡新地町小川字

相馬郡新地町小川字山畑二〇―一ほか

六 誓

菅野

清久

浜畑一四一—一相馬郡新地町今泉字

筆 相馬郡新地町今泉字武井二六六ほか九

高平字西高松五九〇

四ほか十三筆

八巻

賢次

相馬郡新地町駒ケ嶺

相馬郡新地町駒ケ嶺字菅谷前二二ほか

登

字塔場一七—

佐藤

耕士

野字天王七三―一いわき市遠野町で

三筆

いわき市遠野町入遠野字中野六九ほか

わき市遠野町入遠

平成二十八年十二月二十七日

認可年月日

生産事業者の登録をした。

平成二十八年十二月二十七日

福島県知事

内

堀

雅

雄

九 島 県五 一 小 町 耶 ボ ボ 大 城	録番号 氏名	
二二番地市大字蚕養字中麻郡猪苗代	び住所 経事業者の	
	種生産	
	穂 事業	
木の育成の前の	苗の内	
成苗苗育	木 容	
地 大字蚕養字小水 大字蚕養字小水	事業所の所在地	
一月一六日 平成二八年 一	登録年月日	

森林整備課

福島県告示第八百十四号

関係書類を次のとおり縦覧に供する。 日付けで申請のあった番屋入会林野整備計画を適当とする旨決定した。この決定に係る 六号)第六条第一項の規定により、岩下入会林野整備組合長から平成二十八年九月十二 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第百二十

平成二十八年十二月二十七日

福島県知事 内 堀

雅

雄

縦覧に供する書類

番屋入会林野整備計画書の写し

縦覧の期間 平成二十八年十二月二十八日から

縦覧場所 平成二十九年一月二十六日まで (三十日間

び南会津町役場 福島県農林水産部森林林業総室林業振興課、 福島県南会津農林事務所森林林業部及

(林業振興課)

福島県告示第八百十五号

課及び福島県県北建設事務所で平成二十八年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

平成二十八年十二月二十七日

福島県告示第八百十三号 林業種苗法

(農業担い手課)

(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一項の規定により、 次のとおり 八四二六〇

В

八三・〇~

一、三二六・〇

福

福島県告示第八百十七号

区 間 変 更 前 敷地の幅員 延	1, 11110.	A 四 六 今	変更後	作一五番地先まで 市平薄磯字北ノ	
※ 名 区 間 変 更 前 敷地 変 更 前 り		八 四	変更前	三三番三地先からいわき市平薄磯字小塚	四倉線間
※ 名 区 間 変 更 前 敷地 変 更 前 かか 変 更 前 敷地 変 更 前 かか 変 更 前 かか 変 更 前 かか 変 更 前 かか 変 更 が かか 変 更 が かか 変 更 が 変 更 が かか 変 更 が 変 更 が かか 変 更 が 変 更 が 変 更 が かか 変 更 が 変 更 が 変 更 が 変 更 が 変 更 が 変 更 が 変 更 が 変 更 が 変 更 が 変 更 が 変 更 が 変 更 が 変 更 が 変 更 が 変 更 変 更 が 変 更 変 を 変 を 変 更 変 を 変 を 変 を 変 を 変 を	(x)	 - -	اِ		र्न
※ 名 区 間 変 更 前 敷地 変 更 前 敷地 変 更 前 の 別 (メ 三本 本宮市糠沢字東禅寺一 変更前 日向三五八番一地先から 日向三五八番一地先ま 変更後 で で で 変更	延	敷地の幅員	更更		線
 (メス) (本) (三本) 本宮市糠沢字東禅寺一 (三本) 本宮市糠沢字東禅寺一 変更前 (田和二十七年法律第百八十号) (第十八条第一次の区域を次のように変更する。その関係図面は、の区域を次のように変更する。その関係図面は、の区域を次のように変更する。その関係図面は、の区域を次のように変更する。その関係図面は、の区域を次のように変更する。その関係図面は、の区域を次のように変更する。その関係図面は、のとでは、 	内	福島県知事		八年十二月二十七日	平成二十
図 図 図 図 図 図 図 図 図 図	二週間一条部道路総	-二月二十七日から1面は、福島県土木(条第一項の規定に	二十八年十号)第十八年十	いを和八	は は は は は は は は は は は に は に に に に に に に に に に に に に
区 間 変 更 前 敷地の幅員 延 正五番一地先から 変更前 A 四・九~ 二、 正五番一地先ま 変更後 A 四・九~ 二、 お山市西田町鬼生田字 変更後 A 四・九~ 二、 で 三三・二 の別 メートル) (メートル) (メール) (メートル) (メール) (メール) (バール) (バール	(道路計				
区 間 変更後 エニ・ニーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー		一九三			
図 間 変 更 前 敷地の幅員 延 区 間 変 更 後 一、 三五番一地先から 三三・二 二、 三五番一地先から 三三・二 二、 三五番一地先から 三三・二 二、 三三・二 三三・二	- - , O - 1	三四	変更後	自旨	
線 名 区 間 変 更 後 変 更 前 敷地の幅員 延		三四	変更前	山 五 宮 市 悉 市	松金屋線
線 名	(x)	ト	Ī		Ŕ
	延	の幅	更更		泉

(道路計画課

福 島 [県選挙管

福島県選挙管理委員会告示第九十九号

する者の総数の三分の一の数は、平成二十八年十二月五日現在において、 (昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十九条第一項に規定する選挙権を有 次のとおりで

平成二十八年十二月二十七日

選挙権を有する者の総数の三分の一の数 五百四十五

会

(道路計画課)

理委員

福島県選挙管理委員会

菊 地 俊

委員長 彦

設事務所で平成二十八年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の 雅 七 日 雄 発行者 印刷所 福 息株式会社 第 印

県道二本松金屋線

郡山市西田町鬼生田字日向三五八

一地先まで

本宮市糠沢字八幡二八番一地先か

平成

一八年一二月二

日

路

線

名

供

用

開

始

0) 区 間

供

用

開

始

0) 期 福島県知事

内

堀

平成二十八年十二月二十七日